

亀山市告示第56号

亀山市高齢者福祉推進協議会要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市高齢者福祉推進協議会要綱の一部を改正する告示

亀山市高齢者福祉推進協議会要綱（平成26年亀山市告示第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「協議会」の次に「の所掌事務」を加え、「について協議し、必要に応じて市長に提言を行うもの」を削り、同条第1号中「こと。」を「協議」に改め、同条第3号を同条第5号とし、同条第2号中「に関すること。」を削り、同号を同条第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加える。

（2）計画の進捗状況に関する協議

（3）高齢者に関する地域課題の解決に関する協議

第3条第2項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

（6）市職員

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。